

# 16歳以上65歳未満で基礎疾患のある方・高齢者施設等で従事している方はご確認ください

区では、高齢者の方の次に、16歳以上65歳未満で基礎疾患のある方・高齢者施設等で従事している方が優先的にワクチン接種を受けられるよう、接種券(クーポン券)を先行して送付します。優先接種を希望する方は、6月7日(月)~20日(日)に**右記**相談センターに電話で申請してください。基礎疾患のある方の場合、かかりつけ医に確認のうえ、電話してください。基礎疾患のある方は、国が示す基礎疾患のいずれか(下記)に該当し、通院・入院している方や、基準を満たす方です。高齢者施設等で従事している方への対応方法や接種券(クーポン券)の送付時期等の詳細は、後日、区報・特設ホームページ(1面)等でお知らせします。

**問合せ** 新型コロナワクチン相談センター  
☎0800(666)7777  
(午前8時30分~午後5時15分)  
※(出)・(日)・(祝)等を含む

- ▶慢性の呼吸器の病気
- ▶慢性の心臓病(高血圧を含む)
- ▶慢性の腎臓病
- ▶慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ▶インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病またはほかの病気を併発している糖尿病
- ▶血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く)
- ▶免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)
- ▶ステロイド等、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ▶免疫の異常にともなう神経疾患や神経筋疾患

- ▶神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障がい等)
- ▶染色体異常
- ▶重症心身障がい(重度の肢体不自由と重度の知的障がい)が重複した状態)
- ▶睡眠時無呼吸症候群
- ▶重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障がい(愛の手帳を所持している場合)
- ▶基準であるBMI30以上を満たす肥満の方

## クラウドファンディングで衛生資材を提供しました

区では、令和2年12月22日~令和3年3月21日に行ったクラウドファンディングで集まった寄附金を基に、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている東京女子医科大学東医療センターと岡田病院に、医療用ガウン等の衛生資材を提供しました。クラウドファンディングは新型コロナウイルス感染症対策の最前線で従事する方々への支援を目的として行われました。寄附金は、ほかにも介護・障害福祉等サービス事業所への衛生資材の提供等に使われます。ご協力ありがとうございました。



▲東京女子医科大学東医療センター



▲岡田病院

## 今年も快適 省エネエアコン助成事業

自宅で快適に過ごすための支援として、省エネエアコンの購入費用の一部を助成します。

- 対象者** 次のすべてに該当する方  
▶令和3年4月1日時点で荒川区に住民票があり、申請日まで引き続き住んでいる  
▶特別区民税・都民税の滞納がない ▶区内の自宅に設置する  
▶令和2年度の省エネエアコン事業による助成を受けていない世帯
- 対象機器** 統一省エネラベル(右)4つ星以上のエアコン  
※令和3年4月1日~令和4年1月31日に法人から購入したものに限り  
※リユース品も対象 ※事業用は対象外
- 助成件数** 300件(申込順) ※1世帯1回1台まで

- 助成限度額** ▶区内購入…3万円 ▶区外購入…1万円  
※購入代金等の4分の1
- 申請書の配布** 区役所1階総合相談、各区民事務所等(荒川区ホームページからもダウンロード可)
- 申込方法** 6月1日(火)~令和4年2月28日(月)に郵送で、必要書類を、〒116-0002荒川区荒川1-53-20あらかわエコセンター省エネエアコン助成事業担当

**問合せ** 省エネエアコン助成事業担当 ☎(5811)6463

## 児童手当 児童育成手当 の申請を

出生日または前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。

- 対象** 中学校修了前(15歳まで)の児童を養育している方
- 支給月** 6月、10月、2月
- 手当月額**  
▶0~3歳(3歳になる誕生月まで) ……1万5000円  
▶3歳~小学生 ……1万円  
※第3子以降は1万5000円  
▶中学生 ……1万円  
▶特例給付(所得制限限度額以上の場合) ……一律5000円
- 申請書の配布** 区役所2階子育て支援課  
※荒川区ホームページからもダウンロード可

**申請問合せ** 来所・郵送で、申請書を、〒116-8501(住所不要)子育て支援課子育て給付係 ☎内線3819

令和2年中の所得が**右下表**の範囲以内に該当すると思われる方は、5月31日(月)までに申請してください。認定されると、申請の翌月分から支給されます。

※現在手当を受給している方は、申請不要です

### ●児童育成手当(育成手当)

- 対象** 平成15年4月2日以降生まれの児童を養育している母子・父子家庭等の方
- 手当月額** 1万3500円(児童1人につき)

### ●児童育成手当(障害手当)

- 対象** 20歳未満で、次のいずれかに該当する障がいがある児童を養育している方  
▶「愛の手帳」1~3度程度  
▶「身体障害者手帳」1・2級程度  
▶脳性まひまたは進行性筋萎縮症
- 手当月額** 1万5500円(児童1人につき)

扶養人数	所得制限限度額
0	360万4000円
1	398万4000円
2	436万4000円
3	474万4000円

以降、1人増すごとに38万円を加算

※所得は地方税法に規定する所得額から社会保険料相当額(8万円)のほか、医療費控除、ひとり親控除等の該当する控除額を引いた額です。所得の算出方法についてはお問い合わせください

**申請・問合せ** 来所で、区役所2階子育て支援課子育て給付係 ☎内線3816